

旅客自動車運送等事業者支援給付金

補助対象者

申請時時点で現存する以下の業種の事業者

- ①一般乗合旅客自動車運送事業者（バス、タクシー）
- ②一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉タクシー）
- ③一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス）
- ④自動車運転代行業者
- ⑤海上運送事業者
- ⑥自家用自動車有償貸渡業（レンタカー:乗用車を取り扱っている事業者）
- ⑦駐車場業（空港までの送迎サービスを行っている事業者に限る）

申請期間

令和3年2月8日（月）～2月26日（金）

申請要件

- 原則として、令和3年1月の売上高が前年同月と比較して20%以上の減少があるもの（開業時期等の事情により令和2年1月の売上高が算出できない場合はお尋ねください）
- 原則として、市税を滞納していないこと
- 市内に事業所・営業所があること
- 暴力団等に関与していないこと

支援内容

上限額

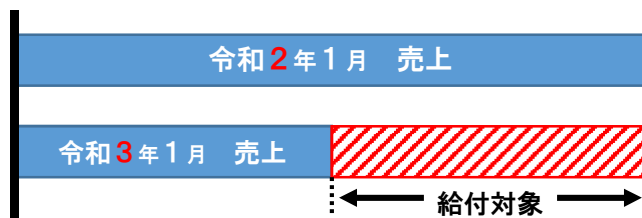
令和2年1月と令和3年1月の売上高を比較し、生じた欠損額が支援の対象です。

法人の場合

20万円

個人の場合

10万円



定額

さらに、保有する車両や船舶の台数に応じた定額の給付をします。

1台あたり

3万円

バス（乗合・貸切）、船舶

1台あたり

1万円

タクシー、福祉タクシー、代行、レンタカー、駐車場業

※レンタカー、駐車場業については空港までの送迎車両に限る

提出書類

- ① 提出書類チェックシート
- ② 給付金交付申請書
- ③ 売上高2期比較表(申請書添付書類)
- ④ 暴力団等排除に関する誓約書
- ⑤ 委任状※振込先が申請者と異なる場合
- ⑥ 市税に滞納がない証明書 ※納付状況の確認に対する同意がある場合は不要
- ⑦ 売上高の減少が分かる資料(売上台帳等)の写し
- ⑧ 交付を受ける金融機関通帳の写し(表紙及び見開き1ページ目)
- ⑨ 運送事業に関する許可証の写し(営業許可証等) ※運転代行業は除く
- ⑩ 営業車両車検証等の写し(所有台数分)※海上運送事業者は船舶検査証書で可
- ⑪ 自動車運転代行業認定証の写し ※運転代行業のみ
- ⑫ 自動車運転代行保険証書の写し ※運転代行業のみ

提出方法

郵送による受付

【令和3年2月8日(月)～2月26日(金)】

〔お問合せ・郵送先〕

〒856-8686

大村市玖島一丁目25番地

大村市 交通政策室

☎0957-53-4111 (内線 248.249)

給付までの流れ

